

7 賃 金

「賃金」とは、賃金、給料、手当、賞与など、労働の対償として使用者が労働者に支払うすべてのものをいいます。（労働基準法第11条）

賃金支払いの5原則

（労働基準法第24条）

～確実に労働者本人の手に渡るために～

- ① 通貨で支払うこと
現金で支払われます。労働者の同意により、口座振込となることもあります。
- ② 労働者へ直接支払うこと
直接本人に支払われます。労働者が未成年であっても、親権者や後見人が代わって受け取ることはできません。
- ③ 全額支払うこと
全額支払われます。ただし、税金や社会保険料、労使協定で決められた組合費等を賃金から控除することが認められています。
- ④ 毎月支払うこと
賃金は毎月1回以上支払われます。
- ⑤ 一定期日に支払うこと
賃金は、期日を定めて支払われます。

給料等の成り立ち ～給与明細を見てみよう～

給料支給明細表（例）

令和 年 月

氏 名

支 給 額		控 除 額 (注)	
本 給		社会保険料	
勤務地手当		健康保険料	
役職手当		厚生年金保険料	
家族手当		雇用保険料	
住宅手当		所得税	
通勤手当		住民税	
超過勤務手当		住宅賃貸料	
特別勤務手当		貸付金	
		生命保険料	
		社員財形普通預金	
支給額計 (A)		控除額計 (B)	
差引支給額 (A - B)			

会社により異なります。

法令で定めのあるもの
会社により異なります。

(注) 控除額について

- ・ 所得税は、賃金から社会保険料を差し引いた額を、源泉徴収税額表「月額表」に照らし合わせた額を控除（天引き）します。
- ・ 住民税は、前年（1月～12月）の所得に対して課税されるため、働き始めた年の翌年6月の給料から控除（天引き）します。
- ・ 法令で定めのあるもの以外は、労使によって協定が結ばれている場合に控除することができます。

◇ 最低賃金制度

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低額を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないという制度です。

仮に最低賃金額より低い賃金を労使合意のうえで定めても、それは法律により無効とされ、最低賃金額と同様の定めをしたものと見なされます。

- ・最低賃金は、常雇、臨時など雇用形態や呼称のいかんを問わず、事業場で働く全ての労働者とその使用者に適用されます。
- ・最低賃金には、地域別最低賃金（岡山県最低賃金）と特定（産業別）最低賃金とがあり、労働者の賃金、生計費、企業の支払い能力などを考慮して、都道府県ごとに決定されています。

地域別最低賃金	(時間額)
岡山県最低賃金	833円

特定最低賃金	時間額	効力発生日
耐火物製造業	924円	令和元年12月19日
鉄鋼業	962円	令和元年12月14日
空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機、家庭用エレベータ、冷凍機・温湿調整装置、玉軸受・ころ軸受、農業用機械、縫製機械、生活関連産業用機械、基礎素材産業用機械、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置、真空装置・真空機器、他に分類されない生産用機械・同部品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業	934円	令和元年12月27日
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	878円	令和元年12月25日
自動車・同附属品製造業	921円	令和元年12月29日
船舶製造・修理業、船用機関製造業	954円	令和元年12月18日
各種商品小売業	880円	令和元年12月25日

- 表に掲げる産業の事業場は、それぞれ該当する特定最低賃金が適用されます。ただし、次に掲げる者については、「岡山県最低賃金」が適用されます。
 - ① 18歳未満又は65歳以上の者
 - ② 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
なお、「鉄鋼業」「自動車・同附属品製造業」「船舶製造・修理業、船用機関製造業」については、雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
 - ③ 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
- 特定最低賃金が適用されない労働者は、「岡山県最低賃金」が適用されます。
- 次の賃金は、最低賃金に算入されません。
 - ① 精皆勤手当・通勤手当・家族手当
 - ② 時間外手当・休日手当・深夜手当
 - ③ 臨時に支払われる賃金
 - ④ 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金

○比較してみよう！ 最低賃金とあなたの賃金！

(賃金の支払われ方が)

- ①時間給制の場合 時間給 \geq 最低賃金額
- ②日給制の場合 日給 \div 1日の平均所定労働時間 \geq 最低賃金額
- ③月給制の場合 月給額 \div 1か月の平均所定労働時間 \geq 最低賃金額

